

2025 10月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク会津若松

〒965-0877 会津若松市西栄町2-23

TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方

〒966-0853 喜多方市字千町8374

TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津

〒967-0004 南会津町田島字行司12

TEL0241(62)1101



●有効求人倍率(令和7年8月分) 会津地域:1.31倍 福島県:1.25倍 全国:1.20倍

●労働力調査(令和7年8月分) 完全失業率:2.6% 完全失業者数:182万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

最近の雇用失業情勢(令和7年8月分)

●有効求人倍率は1.31倍(会津若松:1.39倍 喜多方:0.95倍 南会津:1.53倍)となり前年同月と同数値となりました。

●正社員有効求人倍率は1.09倍で前年同月を0.04ポイント上回りました。

●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は4,886人となり前年同月比18人増加(0.4%増)
- ・月間有効求職者数は3,744人となり前年同月比22人増加(0.6%増)
- ・新規求人数は1,460人となり前年同月比90人減少(5.8%減)
- ・新規求職者数は739人となり前年同月比10人減少(1.3%減)

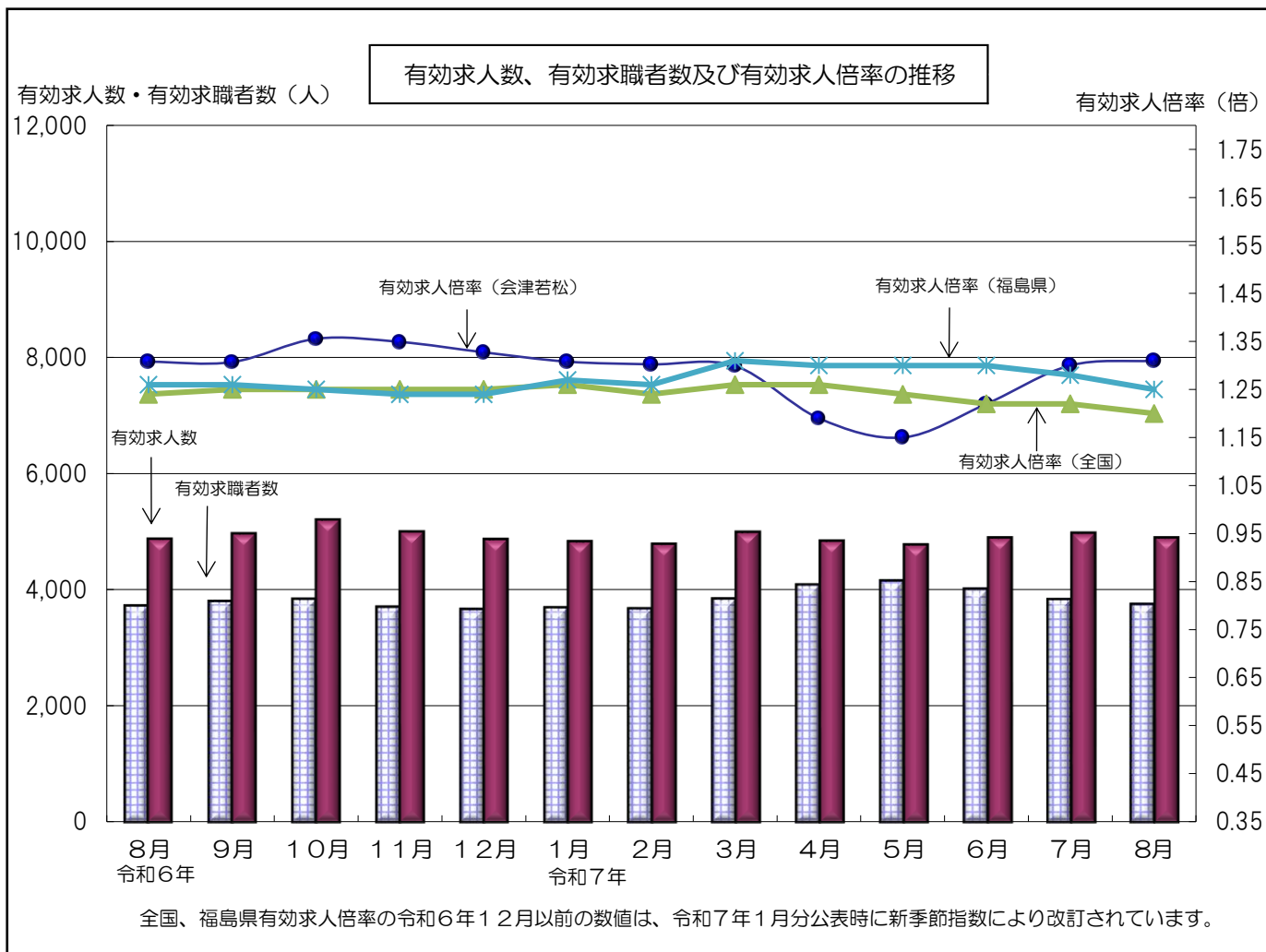


福島労働局職業安定部・

ハローワーク

公式マスコットキャラクター

福まる



今年もやります！
～第3弾～

参加無料
要予約

知って活用！
～事業主のための助成金セミナー～

事業主・経済団体みなさまへ
助成金を活用し、従業員の処遇改善・人材育成を図りませんか？
福島労働局では事業主の方へ活用頂ける助成金を
多数扱っております。今回はその中でも、

- ・キャリアアップ助成金
- ・人材開発支援助成金の制度説明と活用事例をご紹介します。

この機会にぜひお越しください。



予約フォームはこちらから

開催日程

オンライン開催
(Zoom使用)

月 日	時 間	参加事業所数
令和7年11月13日(木) ※申込締切:令和7年11月6日(木)	13:30～15:00	90事業所
令和7年11月27日(木) ※申込締切:令和7年11月20日(木)	13:30～15:00	90事業所

福島労働局では事業主の方へ活用頂ける助成金を多数扱っております。
今回は、「キャリアアップ助成金」「人材開発支援助成金」の活用事例をご紹介します。

【申込先】
左記、二次元コード（福島労働局HP）からお申し込み下さい。
セミナー資料は、後日、福島労働局HPへ掲載します。

【問合せ先】

○福島労働局職業安定部職業対策助成金センター（キャリアアップ助成金）
〒960-8035 福島市本町5番8号 福島第一生命ビル3階
TEL 024-529-5682

○福島労働局職業安定部職業対策課（人材開発支援助成金）
〒960-8112 福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎3階
TEL 024-529-5409

一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333（31#）

項目	令和7年8月				令和6年8月			
		男	女	常用		男	女	常用
1 新規求人数	1,460	-	-	1,257	1,550	-	-	1,400
2 月間有効求人数	4,886	-	-	4,397	4,868	-	-	4,448
3 新規求職申込件数	739	353	386	730	749	372	377	741
うち45歳以上	435	215	220	431	401	223	178	395
4 月間有効求職者数	3,744	1,878	1,863	3,712	3,722	1,899	1,820	3,687
うち45歳以上	2,139	1,129	1,009	2,124	2,114	1,154	959	2,092
5 紹介件数	699	357	342	637	740	371	369	687
うち45歳以上	396	213	183	349	367	196	171	329
6 就職件数	249	115	134	228	273	136	137	252
うち45歳以上	139	64	75	121	138	74	64	125
7 充足数	224	-	-	200	261	-	-	245
8 新規求人倍率	1.98	-	-	1.72	2.07	-	-	1.89
9 有効求人倍率	1.31	-	-	1.18	1.31	-	-	1.21
10 就職率（％）	33.7	32.6	34.7	31.2	36.4	36.6	36.3	34.0
うち45歳以上	32.0	29.8	34.1	28.1	34.4	33.2	36.0	31.6
11 充足率（％）	15.3	-	-	15.9	16.8	-	-	17.5

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

ハローワーク 警備の合同就職相談会 を開催しました

お問合せ先：ハローワーク会津若松職相第二部門
電話0242(26)3333 (42#)

— 事業主の皆様へ —

人材確保対策コーナー

ハローワーク会津若松では、人材不足が顕著な「医療・福祉（保育含む）、建設、警備、運輸」分野の事業所のため、「**人材確保対策コーナー**」において様々な支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

医療

福祉

保育

建設

警備

運輸

★ 支援メニューのご案内 ★

- 人材の確保に向けたお手伝い
能力ある求職者の作成や条件見直しの際、また、事業所 PR 画像を庁舎内の掲示欄に掲載するなど、人材の確保を強力にサポート！
- 面接会や説明会を定期的に開催
求職者へ事業所の魅力や職場環境をアピールする絶好の機会！
- 求職者情報の提供
事業所担当が求職者による的確な人材のマッチングを支援！
- 事業所 PR シートの作成
PR シートを作成して職場や仕事の魅力を広く周知！
- 助成金制度のご案内
雇用関係助成金の活用をアドバイス！

ハローワーク会津若松 求人企画部門

〒965-0877 会津若松市西栄町 2-23

tel.0242 (26) 3333 部門コード 31 #

2023.4.1

ハローワーク会津若松では、8月22日（金）アピオスペースにおいて「警備の合同就職相談会」を開催しました。

この相談会は、人材不足が顕著な事業所支援のために開設した「人材確保対策コーナー」の支援策の一環として開催したもので、今回は「警備業界」を対象としました。

当日は、警備業の5社がブースを設け、17名の求職者の方が参加しました。参加者は各企業の説明を聞き、それぞれの企業ブースを訪問し職務内容について質問したり説明を受け、後日の面接を予約する場面も見受けられました。

「人材確保対策コーナー」では、今回の相談会だけではなく、個別説明会や職場見学会等も複数開催しており、今後も引き続き様々な支援を行ってまいります。関係する分野の事業所の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

《求人者向けセミナー》



《事業所 P R タイム》



《個別相談会》



その質問「面接」で必要ですか？＜採用選考時の質問事項＞

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

自社の採用選考における質問事項を チェックしてみましょう！

エントリーシート編

- ☐ 本籍や帰省先を記入する欄がある
- ☐ 合理的・客観的な必要性がないのに健康状態や既往歴を記入する欄がある
- ☐ 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

採用面接編

- ☐ 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関する話を聞いている
- ☐ 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- ☐ 思想や信条に関する話、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です
上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくなってきた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。
エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。
質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もおお部落差別が存在するとともに、偏見の風潮に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を偏見させることなく、本人の適性・能力に基づいた採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで

厚生労働省 労働政策研究・研修機構 (NPO法人)

（事業主のみならず）
詳しくは
公正採用選考特設サイト



出身は
どこ？

親の
職業は？

何人
兄弟？



あなたの会社は大丈夫？
人権に配慮した公正な採用選考が
できているか、チェックしてみましょう

(11070401 第01)

令和7年10月スタート 教育訓練休暇給付金

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用保険課
電話0242(26)3333 (11#)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

従業員の教育訓練や資格取得を応援する事業主の皆さまへ

事業主向け 教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

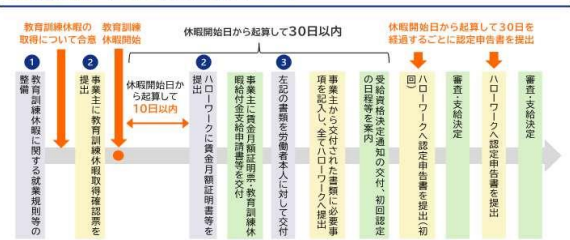
事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、手続に関して事業主の皆さまの対応が必要です。下記の支給までの流れをご確認ください。

雇主等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ



- 1 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。その上で、労働者の休暇開始日から起算して10日以内に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書(ハローワークに提出してください)。(その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- 3 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明書(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明書(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認ください。ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070707&01

スキルアップやり・スキリングに取り組もうとする皆さまへ

労働者向け 教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

給付日数・給付日額等

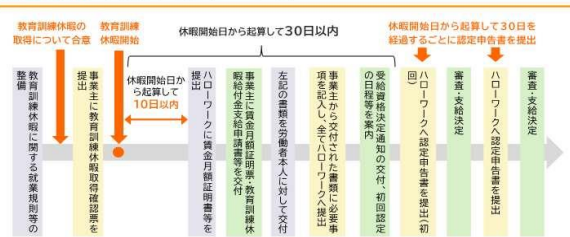
雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

＜給付日数＞				＜支給額のイメージ＞	
加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	額面月収	給付月額
所定給付日数	90日	120日	150日	350,000円	約195,000円

主な支給要件

- ・ 休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること(原則、11日以上勤務実績がある月が被保険者期間として算定されます)
- ・ 休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間があること(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- ・ 業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得していること

支給までの流れ



注意事項

教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません)。

教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。また、教育訓練休暇給付金の支給に関しては、別途詳細な要件がありますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及びホームページをご確認ください。ご不明な点は、住居所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL070707&02

雇用保険業務取扱状況

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用保険課
電話0242(26)3333(21#)

項 目			令和7年8月	令和6年8月	前年同月比(%)
適用関係	新規適用事業所数		5	7	▲ 28.57
	廃止事業所数		13	13	0.00
	月末現在事業所数		4,922	5,007	▲ 1.70
	資格取得者数		544	574	▲ 5.23
	資格喪失者数		646	688	▲ 6.10
	月末現在被保険者数		67,899	68,960	▲ 1.54
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数	184	175	5.14
		受給者実人員	1,011	1,027	▲ 1.56
	高齢給付	受給者数	61	51	19.61
	短期特例	受給者数	0	0	-
	再就職手当	支給人員	69	70	▲ 1.43
雇用継続給付	高年齢	受給要件確認件数	27	29	▲ 6.90
		受給者実人員	414	498	▲ 16.87
	介護休業	受給者数	7	8	▲ 12.50
育児休業給付	育 児 休 業	受給要件確認件数	62	56	10.71
		受給者実人員	433	464	▲ 6.68
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	9	9	0.00
	専門実践教育訓練	受給者実人員	10	6	66.67

雇用保険関連関係の手続は「電子申請 (e-Gov)」をご利用ください。